

令和7年度

高規格救急自動車

(西救急1号車)

仕 様 書

鶴 岡 市

第1章 総則

1 目的

本仕様書は、鶴岡市（以下「当市」という。）が令和7年度に購入する高規格救急自動車（以下「本車両」という。）の仕様について定める。

2 概要

本車両は、高度な救急業務に対応することを目的とし、必要な資機材取付品及び付属品等を装備するほか、本仕様を充分満足し得るよう艤装するものであること。

3 適合法令等

本車両は、次に掲げる法令その他関係ある法令、通達に全て適合するもので緊急自動車として承認が得られるものであること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (3) 救急業務実施基準（昭和39年3月3日付自消甲教発第6号通知平成25年11月一部改正）
- (4) 薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）

4 提出書類

- (1) 本車両仕様書の細部及び艤装については、契約後速やかに当市と協議を行い、関係図面及び関係書類等を提出し、承認を受けた後に艤装を行うこと。

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 諸元表 | 2部 |
| ② 製作工程表 | 2部 |
| ③ 製作図（艤装5面図及びインパネ配置図） | 2部 |
| ④ 電気系統（回路）図 | 2部 |
| ⑤ 室内配置図（酸素配管図含む） | 2部 |
| ⑥ その他当市が指示するもの | |

- (2) 受注者は、納入に際し次の書類を製本し提出するものとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| ① 緊急自動車届出確認書 | 2部 |
| ② 自動車検査証 | 2部 |
| ③ 完成図書（最終艤装5面図及びインパネ配置図） | 2部 |
| ④ 完成車両写真（前後左右上） | 2部 |
| ⑤ 改造自動車等審査結果通知書 | 2部 |
| ⑥ 車両取扱説明書（一部はコピー可） | 2部 |
| ⑦ 積載器具取扱説明書（一部はコピー可） | 2部 |

⑧ 納品書（内訳書、明細価格入り）

1 部

⑨ その他当市が指示するもの

5 艀装

艀装材料は、強度及び耐久性を有する日本産業規格品を使用し、取付品及び付属品は、全て新規格のものを使用すること。

6 検査

検査は、中間検査及び納入時の完成検査とする。

(1) 中間検査は、製作工程中の写真、ビデオ等の提出により、次の項目について実施する。

① 車体の検査

② 艀装検査

③ その他当市が指示するもの

(2) 完成検査は、当市が立会いの上、次の項目について実施する。

① 車体の検査

② 艀装検査

③ 装備品、積載品、付属品

④ その他当市が指示するもの

(3) 検査時の疑義等

受注者は、不具合があると指摘された部分について、直ちに修正又は交換の上、再検査を受けなければならない。

7 登録、費用

(1) 納入に至るまでの車両を含めた積載資機材等に対する技術指導者の派遣、検査及び故障修理等に要した費用の一切は受注者の負担とする。

(2) 車両の新規登録に係る自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に関する費用については、当市の負担とする。

(3) 新規登録に際し、積載を予定する資機材を重量計算に入れて登録を行うこと。

8 保証期間

本車両の艀装の保証期間は、納入時から1年としシャシ、取付品、資機材については、各メーカーが定めた期間とする。ただし、設計不良、工作不良、材質不良に起因する故障、不具合は保証期間終了後においても無償とし、修理又は交換等の改善策を施すものとする。

9 納入

(1) 完成車両の納入は、自動車及び艀装各般、並びに付属品等の諸検査に合格し、新規登録後納入するものとする。

(2) 本車両を納入する際は、車両及び資機材の燃料、油脂、電池等を全て規定量まで満たし、点検整備を行い、安全に使用できる状態で納入すること。

10 納入台数

1 台

11 納入場所

鶴岡市美咲町 3 6 番 1 号 鶴岡市消防本部

12 納入期限

令和 8 年 3 月 1 9 日 (木) までとする。

※納入期限に関わらず、納入可能となり次第、納入すること。

第 2 章 シャシ仕様

1 シャシ

本車両に使用するシャシは、令和 7 年度に製造された高規格救急自動車用シャシとし、4 輪駆動方式の寒冷地仕様で、最新の排出ガス規制に適合していること。

(1) 車体寸法

全 長	5, 8 0 0 mm 以下
全 幅	1, 9 0 0 mm 以下
全 高	2, 6 0 0 mm 以下
室 内 高	1, 8 0 0 mm 以上
室 内 幅	1, 6 0 0 mm 以上

(2) エンジン

種 別	ガソリンエンジン
総排気量	2, 4 0 0 c c 以上
最高出力	1 0 5 k w 以上

(3) 乗車定員 7 名以上

(4) 駆動方式 4 輪駆動

(5) ミッション 電子制御式オートマチック

(6) タイヤ ラジアルタイヤ (アルミホイール付き)

(7) スペアタイヤ スタッドレスタイヤ (ホイール付き)

(8) 安全装置

S R S エアバック (運転席・助手席)

A B S 装置

衝突回避・被害軽減ブレーキシステム等 (緊急走行時 OFF 切り替え可能のもの)

(9) 燃料タンク 6 0 L 以上 (油種及び容量を表示)

2 その他

本仕様書に記載されていない艀装、装備品については、メーカーが最新のカatalog等により公表している装備が具備されていること。また、標準仕様及び付属品は寒冷地仕様とすること。

第3章 艀装及び取付品

本車両の艀装にあたっては、最新の技術を導入し、堅ろうかつ耐久性に富み、走行中の振動、動揺等に際し、異音等が発生しないよう工作するとともに、積載資機材が離脱、転落、ゆるみ等を生じないこと。また、操作の簡便性及び救急業務に適した性能が発揮できること。

1 車体外装

- (1) 車体は全有蓋密閉式とし、運転席及び助手席はドア、側面はスライド式ドア、後部は跳ね上げ式ドアとし、ストレッチャーによる搬入出が容易に行われる構造であること。
- (2) 有効に視認できるフロントアンダーミラー、助手席側アウトサイドミラーを取り付けること。
- (3) 車体右スライドドア内部に収納スペースを設け、下記のレスキューセットを取り付けること。
また、内部に照明を取り付けること。
 - ① バール
 - ② 万能斧
 - ③ シートベルトカッター
 - ④ ガラスカッター
 - ⑤ ボルトクリッパー
- (4) サイドバイザーを運転席側及び助手席側に取り付けること。
- (5) サイドバイザー及び車体に取り付ける防雨レールは、容易に剥離しないよう措置を講ずること。
- (6) 車両全体に防錆加工を施し、エンジンルーム、下回り、タイヤハウス等錆の発生しやすい場所には最新の防錆処理を施すこと。
- (7) 前面中央部に直径150mmの消防章を取り付けること。
- (8) バックドア、左・右側スライドドアは、自動式半ドア防止装置を取り付けること。
- (9) バッテリー収納部は、点検容易な構造であること。
- (10) キーレスエントリーによりドアの施錠を行えるようにすること。
- (11) スピーカーには防雪措置をすること。
- (12) 泥除けを全車輪に取り付けること。

2 車体内装

- (1) 運転席、助手席は、メーカー標準1人掛けとし、ELR付き3点式シートベルトを取り付けること。
- (2) 車両前方、左右側方、後方が確認できるデジタルインナーミラー等の他、助手席から傷病者室を確認できるミラーを取り付けること。
- (3) 車内において隊員が前席から傷病者室へ移動可能な構造を有すること。
- (4) 前席に取り付ける付属器等のスイッチは、助手席及び運転席から操作容易な位置に取り付けること。
- (5) 前席に電圧計、電流計を取り付けること。
- (6) 座席数は、メインストレッチャー頭部に1座席、ストレッチャーの左側に前向きに1座席、横向きに2座席以上設け、前向きの座席はハイバックシートとし、それぞれシートベルトを設けること。また、ハイバックシートと横向き座席の間に救急活動用パッド（クッション等）を取り付けること。

- (7) 傷病者室座席は業務の支障とならない構造とすること。
- (8) 運転席と助手席の間に地図入れボックス、傷病者室に書類ボックス（A 3 用）を取り付けること。
- (9) 前席後部にバネ付きフックとネット 3 個を取り付けること。
- (10) 助手席前部ピラー部にマップランプを取り付けること。
- (11) 後部ステップは大型とし、リヤバンパーに保護板を取り付けること。
- (12) モニター T V はカラーでナビ機能、T V フルセグチューナーを内蔵したものとし、視界を確保した上、容易に操作できる位置及び構造のものとすること。また、F M ・ A M チューナーを内蔵若しくは別付けとして、ラジオを受信できること。
- (13) 車両前方、左右側方、後方が確認できるカメラを取り付けること。またバックモニターはモニター T V により視認できるものとすること。インナーミラーで確認できる場合はこの限りでない。
- (14) E T C 車載器を取り付けること。（設定、登録を含む）
- (15) 運転席及び助手席にエアバッグを取り付けること。
- (16) ドライブレコーダーを取り付けること。（カメラ前後式）

3 傷病者室内装

- (1) 傷病者室のサイド、スライド窓ガラスは、2 / 3、バックドア 2 / 3 を曇りガラスとし右サイドは白色フィルムとする。バックドアに電動カーテン、左サイド及び左スライドドア部にカーテンを取り付けること。
- (2) 傷病者室の床面は、耐久性のあるフラットフロアとし、防水構造とすること。
- (3) 車両のサスペンション及び防振ベッドは、搬送途上の振動、衝撃を吸収する構造で、防振ベッドは次の機能を有していること。
 - ① 防振ベッドは、防振架台で加速等による振動、揺れを十分吸収できる機能を有すること。
 - ② 左右スライド機構を有し、防振ベッドの前後からスライドができること。
 - ③ メインストレッチャーの収納が容易で、確実に固定でき、かつ容易に解除できること。
 - ④ 胸骨圧迫等の処置を行う為のロック機構を備えること。
- (4) メインストレッチャーは、モンディアルストレッチャータイプとし、マットレス、サイドアームレスト、サイドアームプレートカバー、I V ポール（両下肢側に I V ポールベースマウントを増設すること）、枕を取り付けること。
- (5) ボンベ収納庫は、アルミ製酸素ボンベ対応型（概ね 1 0 L）で 2 本収納とし、支障のない位置に取り付けること。
- (6) 酸素吸入装置は、加湿流量計（2 連式）を傷病者室右側上部に取り付できるように酸素ボンベからの高圧配管等は壁内に敷設すること。また、この装置をオキシパックⅢ S とし、自動式人工呼吸器等に使用できる構造とすること。部材にあつては支給品とする。
- (7) 傷病者室にホワイトボード式（サイズは A 4 以上ペン立て有）を取り付けること。
- (8) 運転席後部に縦型収納庫を設け、取り外し可能な棚を 2 段取り付けること。また、扉内側にはボックスネットを取り付けることとし、扉又は収容物が落下しない措置を施すこと。
- (9) ルーフサイド等の余剰スペースを活用して、資器材収納庫を取付け、必要に応じて扉及び棚・網棚等を設けること。（位置、構造は当市と協議）

- (10) 傷病者室右後部に扉付の収納庫を取り付けること。
- (11) 傷病者室助手席後部に扉付き収納庫２段式を２か所に取り付けること。（位置、構造は当市と協議）
- (12) 積載機器等の使用に必要な電源供給用コンセント（ＡＣ１００Ｖ２口×５個所以上）を埋設し取り付け、電源の供給に不足が生じないこと。
- (13) 傷病者室右ルーフサイド後部又は天井後部右側及び脱着・可動式の輸液ビンホルダーをそれぞれ２本取り付けること。
- (14) 傷病者室の天井及び側面に、乗車員が走行中の振動、揺れ等に十分対応できるアシストグリップを取り付けること。
- (15) 運転席、助手席、バックドア、スライドドア等の各昇降口にはアシストグリップを取り付けること。（バックドアは、大型仕様とする）
- (16) 自動体外式除細動器を積載する取り外し容易な構造の固定装置を取り付けること。
- (17) アネロイド血圧計（ウォール型）固定金具をキャビネットに取り付けること。
- (18) 傷病者室スイッチパネル下部にティッシュボックスホルダーを取り付けること。ただし、救急隊員の活動に支障とならない場所に取り付ける場合はこの限りではない。
- (19) 傷病者室の適当な位置に電波デジタル時計を取り付けること。
- (20) 指定する場所にＣ型バネ付フックを５箇所に取り付けること。
- (21) バックボード（参考：モデル 2010）、スクープストレッチャー（参考：モデル 65EXL）を収納できるスペース及び固定装置を取り付けること。
- (22) 指定する場所に救命浮輪一式を取り付けること。
- (23) 脱着式トレイを２箇所取り付けること。
- (24) 専用の固定具で消火器を取り付けること。
- (25) 患者頭部側に座席を設け、容易に患者の観察、手当ができる構造とすること。

4 資機材及び取り付け等

- (1) 積載資機材は、次により取り付けること。
 - ① 資機材は振動等により落下、転倒しない構造を有し、車内以外の場所で使用する資機材は、取り外し容易な固定装置を取り付けること。
 - ② 資機材を収納する扉及び引出し等は、走行中の振動等により開かない構造であること。
 - ③ 資機材の固定は、使用に際し不具合が生じないように考慮すること。
- (2) 次に掲げる機器の取り付け装置は、傷病者室側面等の救急処置に最も適した位置に固定又は容易に取り出すことが出来るように背面板等を取り付け、かつ、走行中の振動等による機器の損傷を生じさせない構造とすること。また、次の資機材①、②については専用コンセントを取り付けること。
 - ① 患者監視装置（参考：ベッドサイドモニタライフスコープ VS BSM-3562）
 - ② 吸引器（参考：LSU4000）
 - ③ 自動式人工呼吸器（参考：パラパックプラス 300NJ）
 - ④ 自動体外式除細動器（参考：日本光電カルジオライフ STEC-2603）

5 電気関係

- (1) 前部赤色警光灯は、大型散光式赤色警光灯（ＬＥＤ）とすること。
- (2) 後部左右に大型リアサイド散光式赤色警光灯（ＬＥＤ）を取り付けること。
- (3) 赤色警光灯は、電子サイレンアンプと連動していること。
- (4) ヘッドランプ（ＬＥＤ）及びフォグランプ（ＬＥＤ）を取り付けること
- (5) サイドフラッシャーランプ又はドアミラーウインカーを取り付けること。
- (6) 電子サイレンは、「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和４５年６月１０日付消防第３３７号通知）の別紙「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適合するものとし、ピーポー音、ウー音の２式で拡声装置・音声合成装置付とすること。また、標準マイクの他、フレキシブルマイクを運転席の操作容易な位置に取り付け、ウー音は押しボタン式で取り付けることとし、室内への音漏れ（サイレン音の騒音）対策について配慮すること。
- (7) 前席及び傷病者室に十分な冷暖房機能を有するフロントエアコンとリアエアコンを設け傷病者室に吹き出し口を取り付けること。
- (8) モーターサイレンを設置し、スイッチは前席に取り付けること。
- (9) 傷病者室上部に電動式換気装置を取り付けること。
- (10) 傷病者室の照明は、傷病者の観察及び救急隊員の業務遂行に支障のない照度以上を有するもので次のとおりとする。
 - ① 室内灯（ＬＥＤ）を４箇所以上取り付けること。
 - ② 傷病者室灯を２箇所以上取り付けること。
 - ③ 室内調光器を取り付けるとともに、各種スイッチの操作は集中操作ができるものとする。
- (11) バックドア上部付近の左右に散光式赤色警光灯（ＬＥＤ）を取り付けること。
- (12) フロントバンパー左右に散光式赤色警光灯（ＬＥＤ）を取り付けること。
- (13) 左右後輪付近に路肩灯（ＬＥＤ）を取付け、スモールランプと連動すること。また、路肩灯は堅固な構造とし防水性、耐久性に優れていること。
- (14) バックブザーは音声式（解除スイッチ付）とアラーム式とすること。
- (15) バックドアの開放を表示する警告表示灯（赤色灯と連動）をドア下方に取り付けること。
- (16) サイドスライドドアのステップにステップランプを取り付けること。
- (17) リヤステップにドア開放と連動するようにステップランプ（ＬＥＤ）を取り付けること。
- (18) バックドア内側に患者灯を取り付けること。
- (19) 医療用資機材を使用した場合、十分な能力を発揮するオルタネーター及び電圧交換インバーターを取り付けること。インバーターは最高出力３００Ｗとする。
- (20) 車両周囲に防雨対策を施したマグネット式ＡＣ外部入力電源コンセントを取り付けること。この電源コンセントをつけることにより、車庫駐車中も車載資器材が使用可能となるようにすること。
- (21) 自動バッテリー充電器を取り付けること。
- (22) 機器関係については、可能な限り同一メーカーで統一すること。

6 通信機器

- (1) 消防無線機は、次により移設、取り付けすること。

- ① 更新車両より移設し、当市が指示する位置に取り付けること。本機の設定及び本機を設定することにより調整が必要な全ての修正を行い、使用上不具合のないようにすること。
 - ② 送受話器及び掛け金具を前席及び傷病者室に取り付けること。
 - ③ 無線機用スピーカーを前席及び傷病者室に設け、傷病者室には切り替えスイッチを取り付けること。
 - ④ 救急車専用無線装置送信出力5Wを取り付けること。
 - ⑤ デジタル無線用アンテナを取り付けること。
 - ⑥ 送受話器分配ユニットを取り付けること。
 - ⑦ 無線機子機用配線を取り付けること。
 - ⑧ 無線障害防止を図り必要であればアースボンディングを取り付けること。
- (2) AVMは次により移設、取り付けること。
- ① 更新車両より移設し、当市が指示する位置に取り付けること。
 - ② 取り付けるAVMはNEC製AVMⅢ型とし、本機の設定及び本機を設定することにより調整が必要な全ての修正を行い、使用上不具合のないようにすること。

7 塗装及び文字記入等

- (1) 車体の塗装は白色とし、錆落とし及び清掃洗浄を完全に行い、上質塗料で入念に吹付け仕上げをすること（防錆・塩対策を含む）。なお、車体の外周に赤帯カッティングシートの貼り付けを施し、夜間の安全のため赤帯上若しくは付近に反射材（法令適合範囲）を貼り付けること。
- (2) 記入文字は丸ゴシック体とし、車体両側及び後部ドアに「鶴岡市消防本部」、車体両側及び前部、後部に無線呼称名「鶴 救急」、ボディ両側面上部に、「F・D TSURUOKA」を青色で記入すること。また、車体両側と後部にスターオブライフのマークを記入すること。
- (3) 対空表示は青色で「鶴岡」と記入すること。
- (4) 「山形県消防広域応援隊鶴岡市消防本部」、「訓練」の表示用マグネットシートを取付けること。詳細については別途指示する
- (5) その他、文字記入の詳細については別途指示する。

8 艀装及び付属品は、別表により積載すること。

9 補則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項、疑義及び変更が生じた場合は、当市と協議し指示を受けるものとし、車両に当然必要と認められる装備等は具備されていること。
- (2) 本仕様書で指定した型式以外（同等品以上）の資機材を積載する場合は、当市と協議して承認を得ること。
- (3) 製作の一部を他の業者に外注する場合は、本仕様書を満足するように当該業者を監督すること。
- (4) 受注者は、当市の指定する日時、場所において専門技術員を派遣し、車両及び積載機器の点検整備使用方法について十分な説明を行うこと。